

国民年金報

2012. 5. 5 May

Vol.636

発行所 社団法人日本国民年金協会
 編集発行人 河野 暁
 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5
 TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894
<http://www.nenkin.or.jp/>
 E-mail: koho08@nenkin.or.jp
 振替 東京00190-2-77193
 年間購読料 1,890円(税込・送料共)
 (昭和34年3月30日第3種郵便物認可)

Contents

- 3 市区町村の声
 奈良県奈良市 仲川げん市長・国保年金課
 子どもや孫の世代まで安心して暮らせる生活第一のまちづくりをめざす奈良市取材した。
- 4 頑張る！ 年金事務所
 小松年金事務所
 意識改革によって、自ら感じ自ら変わろうとする職員。石川県小松年金事務所取材した。
- 5 地方分権10年と国民年金事務
 地方分権により国民年金事務が国の直接執行事務となってから10年を経過。事務改善の中身を振り返る。
- 8 ご活用ください
 市区町村の広報誌(紙)掲載用記事
 市区町村の広報誌にそのままご使用いただける、タイムリーな記事を掲載します。

Topics

機構二四年度計画 基幹業務に注力、信頼回復とサービス向上を



【フラワーパーク浦島】三豊市のマーガレットは、生産量、出荷量ともに日本一です。瀬戸内の青い海に映える白やピンクのかわいい花をつけます。見ごろは5月中旬まで。(写真提供：香川県三豊市)

日本年金機構は、「平成二四年度計画」を公表した。それによると、平成二四年度は基幹業務に注力し、一層の信頼回復とお客様サービス向上を図ることを目標として、その実現に向けて、①基幹業務の取組強化、②事務処理誤り等の削減、③組織風土改革と人材育成の三つを重点としたうえで、年金記録問題への対応をはじめ、適用事務、保険料等収納事務、給付事務等の事項について、計画的に取り組むこととしている。

このうち特に、適用事務に関しては「国民年金の適用事務の確実な実施」について、また収納事務に関しては「国民年金の納付率の向上」について、それぞれ計画的に取り組むものとしている。

そのほか、年金委員に関しては、「地域や職域における制度や手続きの周知、年金記録確認の呼びかけ等についての協力を得るため、研修を充実するほ

か、ホームページを通じた積極的な情報提供等の支援を行うものとしている。

年金一元化法案が国会に提出

厚生労働省は、四月二三日、いわゆる年金一元化法案(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出した。

法案提出の理由は、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度の安定性を高めるとともに、将来に向けて保険料負担および保険給付の公平性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めることにあるとされている。

法案には、厚生年金に公務員および私学教職員も加入し基礎年金に統一すること、共済年金と厚生年金の制度上の差異を厚生年金にそって解消すること、共済年金の一・二階部分の

保険料を引上げて厚生年金の保険料率に統一すること、共済年金の職域加算部分を廃止することなどが盛り込まれている。

平成二四年度一・二階現在の国民年金保険料の納付率を公表

厚生労働省は、平成二四年度一・二階現在の国民年金保険料の納付率(平成二三年一二月分まで)を公表した。

平成二三年年度の保険料のうち、平成二四年一・二階までに納付された現年度分の納付率は五七・二%で、対前年同期比マイナス〇・七%となっている。

一方、過年度分(平成二二年一・二階)の納付率(平成二二年一・二階)は、平成二四年一・二階までに納付された月数の割合は六四・九%で、平成二二年一・二階から五・〇ポイントの伸びとなっている。

また、過年度分(平成二二年一・二階)の納付率(平成二二年一・二階)は、平成二四年一・二階までに納付された月数の割合は六四・九%で、平成二二年一・二階から五・〇ポイントの伸びとなっている。

今年度の定期総会は、5月22日(火)午前11時から、『ルポール麹町』(東京都千代田区平河町2-4-3)で開催します。

会員各位におかれましては、ご出席をお願い申し上げます。

(社)日本国民年金協会は、国民年金制度を充実発展させるため、保険者、被保険者及び保険関係者等の協力を促進し制度の普及に努めて、事業の円滑な運営を助け、制度の改善進歩に寄与することを目的として昭和34年3月に設立されました。

社団法人 日本国民年金協会



『なら燈花会』

今年で十四回目を迎える『なら燈花会』は、例年八月五日から四日まで、奈良公園一帯で開催され、毎夜一万个を超える蠟燭が点され、奈良の夏の風物詩となりました。昨夏は、九十万人を超える来場者がありました。

さらに、今年第十四回を迎える『バサラ祭り』は、例年八月の最終土日に開催されるストリートダンスを中心とした市民参加型の夏祭り、各踊り隊がアイデアを凝らした衣装、踊りでダンシングパフォーマンス・パレードを繰り広げます。これも年々参加者が増え、夏の奈良の賑わい作りに大きく貢献しています。

こうした、イベントを盛り上げてきたのは、奈良を元気にしたいという地元若者やボランティアです。

特に、『なら燈花会』は、首都圏など他府県からお越しになるサポーターもおられます。

また、『バサラ祭り』には他府県から参加される踊り隊もあります。

第五〇回全国都市国民年金協議会が 奈良市で八月三十一日開催

全国都市国民年金協議会の総会及び研修会は、八月三十一日(金)午後「なら100年会館」(奈良市三条宮前町七ー一)で開催される。

昨年は岐阜市で開催され、研修会で初めての試みとして「よりよい年金制度について」都市の役割」というテーマでパネルディスカッションが行われた

が、都市協議会、厚生労働省、日本年金機構のそれぞれの立場で活発なやり取りがされた。全国都市国民年金協議会は、全国都市間の連携のもとに国民年金制度の調査研究を行い、制度の円滑な運営とその健全な発展に寄与すること目的として昭和三八年に発足して以来、本年の奈良市の開催で五〇回を迎える。

国民年金制度は、市区町村の係わりがなければ成り立たない制度である。市区町村の係わりが大きく変わる中、これまでと同様に協議会を運営し調査研究結果などを踏まえ、厚生労働省、日本年金機構などに要望活動を行っていくことには大きな意義があるといえる。

日本年金機構が年金制度啓発資料を作成

日本年金機構は、若い世代向けに年金制度の啓発のための資料を作成した。この資料は、「知っておきたい年金のはなし」20歳になったら国民年金」と題する二八ページのパンフレットの形式でできている。日本年金機構のホームページの中の「年金委員ホームページ」および「パンフレット」のところで公開されている。構成は次のとおりである。

- I. 重点解説
- II. ライフステージと年金
- III. 「わたしと年金」エッセイ
- IV. 20歳になる方への国民年金加入のご案内
- V. 補足資料・関連データ

このうち、「重点解説」では、公的年金の意義と必要性をかなり踏み込んで解説している。また、「ライフステージと年金」では、「太郎・花子夫妻・年金でたどる人生行路」と題して、年金の仕組みをわかりやすく解説するため、二人の人生に敢えてさまざまなできごとやアクシデントを想定した形で展開し、ライフステージの節目節目でいかに公的年金制度と関わることができるかをわかりやすく説明している。

平成二二年度 厚生年金保険・国民年金事業年報

厚生労働省は、三月三〇日、「平成二二年度厚生年金保険・国民年金事業年報」を公表した。主な内容は以下のとおり。

平成二二年度末の国民年金制度の被保険者総数は六、七三三万人、老齢基礎年金等受給権者数は二、八〇二万人で、公的年金制度全体での年金扶養比率は二・四〇となっている。

また、平成二二年度末の公的年金制度の加入者総数は六、八二六万人であり、総人口一億二、七七一万人の五三・四〇を占めている。また、制度別にみると第一号被保険者数一、九三三万人(対前年度末四七万人減)、厚生年金保険被保険者数三、四四一万人(同一六万人増)、共済組合組合員数四四二万人(同一万人減)、第三号被保険者数一、〇〇五万人(同一六万人減)となっている。

さらに、受給者数についてみると、平成二二年度末における公的年金の受給者数は、延人数で六、一八八万人であり、前年度末に比べ二〇〇万人の増加となっている。厚生年金保険と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数(延人数)は平成二二年度末現在で四、五二七万人で、前年度末に比べ一三三万人の増加となっている。

年金額については、平成二二年度末の公的年金受給者の年金総額を年金種別別にみると、老齢年金が四〇兆円と年金総額の約八割を占めて最も多く、次いで遺族年金が六兆四、〇〇〇億円、通算老齢年金が二兆八、〇〇〇億円、障害年金が一兆九、〇〇〇億円となっている。

平成二二年度末における公的年金受給者の年金総額は五一兆一、〇〇〇億円であり、前年度末と比べると九、〇〇〇億円増加している。

平成二二年度末における受給者一人当たりの平均年金月額をみると、老齢年金では、厚生年金保険が一五三、〇〇〇円、国民年金が五五、〇〇〇円、共済組合が一六六、〇〇〇円となっている。

機構ホームページのリニューアル

三月三一日から、日本年金機構のホームページがリニューアルされた。今回のリニューアルは、対象者別、目的別、キーワード別に情報を検索することができ、必要な情報を確認しやすいように、操作性や認知性、快適性の向上を目指して、トップページからすべての階層の掲載情報やデザインなどが一新された。

なお、このリニューアルに伴い、トップページを除くすべてのページのアドレス(URL)が変更されている。

知っておきたい年金のはなし
20歳になったら国民年金

I 重点解説 2
II ライフステージと年金 8
III わたしと年金 エッセイ 16
IV 20歳になる方への国民年金加入のご案内 18
V 補足資料・関連データ 28

日本年金機構
http://www.nenkin.go.jp

II ライフステージと年金

太郎・花子夫妻 年金でたどる人生行路

成人、就職、結婚、定年、一人暮らし、さまざまなできごとがあります。真にこぼれず生きていくには、年金は重要な役割を果たす必要があります。さうした人生の「節目」と大きく関わっているのが年金です。ここでは、山あり谷ありの人生を送る一組の夫婦をモデルにした「人生行路」を、ライフステージと年金との関係を紹介していきます。

太郎さん 会社員として働き、定年退職後は年金で生活する。妻の花子さんとともに、年金で生活する。

花子さん 専業主婦として働き、定年退職後は年金で生活する。夫の太郎さんとともに、年金で生活する。

スタート
太郎さん 大学入学
花子さん 専業主婦として働き、定年退職後は年金で生活する。

太郎さん 20歳 国民年金加入
太郎さん 20歳になると国民年金に加入する。国民年金は、20歳から65歳まで毎月保険料を納め、65歳から年金を受け取ることができる。

太郎さん 65歳 年金受給開始
太郎さん 65歳になると年金を受け取ることができる。年金は、毎月一定の金額を受け取ることができる。

「年金図書」平成24年度改訂のご案内

年金相談AからZ (平成24年度版)

【平成24年6月発行予定】
B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)
東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。

年金相談の手引 (平成24年度版)

【平成24年5月発行予定】
A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)
国民年金・厚生年金の受給要件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。

国民年金ハンドブック (平成24年度版)

【平成24年5月発行予定】
A5判 定価2,520円(本体2,400円+税)
制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。

年金相談Q&A (平成24年度版)

【平成24年5月発行予定】
Vol.1 老齢年金加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
Vol.2 老齢年金一年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税)
Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。

国民年金法総覧 (平成24年4月版)

【平成24年5月発行予定】
B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)
法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。

株式会社 社会保険研究所
東京 ☎(03)3252-7901 関西 ☎(06)6765-7836
中部 ☎(052)951-0261 中国 ☎(082)223-2707
http://www.shaho.co.jp/shaho

七二〇年の平城遷都から 一三〇〇年の歴史と文化が息づく



市制施行一〇〇周年にあたる、一九九八年(平成一〇年)には、「古都奈良の文化財」として東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡の八資産群がユネスコの世界遺産リストに登録された。

二〇〇二年(平成一四年)四月に中核市に移行し、保健福祉や都市計画などさまざまな分野で多くの権限が委譲され、さらに二〇〇五年(平成一七年)四月に周辺の地域(月ヶ瀬村・都祁村)との合併が行われ、これまでに以上に主体的なまちづくりに取り組んでいる。

「おおよし奈良の都は咲く花の……」と歌に詠まれた平城京が七二〇年に誕生し、歴史と文化の華が開き一三〇〇年以上の時を刻んで、今、国際文化観光都市として奈良市は、世界に誇れる遺産とともに数々の伝統文化を守り引き継ぎ、未来に向けての施策を展開していきます。

平成二三年度に広く市民参画により策定した奈良市第四次総合計画(まほろばVISION 2020)に都市の将来像を掲げ、「市民が育む世界の古都奈良、豊かな自然と活力のあふれるまち」の実現に向け、未来の発展へとつながる新たな施策

の展開として「少子化対策」「環境・観光」の三分野を重点施策に据え、現在さまざまな事業に取り組んでおります。

「少子化対策」は、福祉、保健医療、教育など幅広い分野にわたる施策を総合的に推進します。待機児童の解消に向け、二つの新設民間保育所整備に加え、さらに公募による民間保育所の誘致も計画しています。

また今年四月からは、県内で数少ない病児保育施設も開園しました。放課後児童健全育成事業施設(バンビーホーム)、子育て支援センター、子ども発達センターなどの施設整備や「子ども条例」の制定など、生きる力を育み、子どもにやさしい総合的なまちづくりを進めています。



奈良県奈良市 仲川 げん 市長

これからも住み続けたいと実感できる奈良市に

した「キッズホリデークラブ」など、親子が共に学ぶ場の充実を図っています。

「環境」につきましては、本市の大きな魅力であります。緑豊かな自然と歴史的な文化遺産の中で「奈良に住みたい」との想いをもち続けていただけたら、環境にやさしい快適なまちづくりを目指しています。

エコカーの利用、照明のLED化、家庭用ソーラーパネルの普及を促進するほか、ごみの減量など環境政策の中心となる「環境基本計画」をしっかりと進行管理できる体制を整えます。

「観光」では、奈良を訪れる人々が豊かな自然や歴史、文化に触れ、交流する中で、国際文化観光都市の魅力を広げ国内外に発信したいと考えます。

今も多くの社寺や文化財が、市民の暮らしの中に溶け込み、大切に守り引き継がれており、そして素朴な風景とともに、春を告げる「お水取り」、夏の「燈花会」、秋の「采女祭」、冬の「若草山焼」などをはじめ、四季の多彩な行事が数々あります。

また、古くからの町屋の風情を残すならまちでは、「からく

りおもちゃ館」など、歩いて楽しめる新たな観光ルートも創出しつつあります。

より多くの皆様方にお越しいただき、歴史の流れを感じ、充実のひとときを過ごしていただきたいと思えます。

また、かつてない大災害に見舞われた昨年は、いち早く友好姉妹都市である宮城県多賀城市へ復興支援に駆けつけ、その後も福島県郡山市と合わせ、さまざまな形で支援の取組みを続けておりますが、奈良市におきましても市民の安全安心の暮らしを守るため、福祉、保健、土木建築、防災などあらゆる分野で、新たな政策への取組みを進めています。

二〇一〇年(平成二二年)の平城遷都一三〇〇年を一つの通過点として、これからも住み続けたいと実感していただける奈良市、子どもや孫の世代まで安心して暮らせる生活(くらし)第一の奈良のまちづくりを実現する為、「行政のムダゼロ」を旨とし、税金という貴重な財源を有効に活用し、「まちの経営」という観点から新たな政策への取組みを進めています。

奈良市 Data Box	
【人口】	(平成24年4月1日現在)
総人口	366,429人
男	172,881人
女	193,548人
【年金被保険者数】	(平成23年3月末日現在)
被保険者数	88,108人
第1号被保険者	52,800人
第2号被保険者	1,561人
第3号被保険者	33,747人
【年金受給者数】	(平成23年3月末日現在)
国民年金	83,503人
厚生年金	91,703人
【年金受給額】	(平成23年3月末日現在)
国民年金	54,833百万円
厚生年金	84,287百万円
(資料 奈良市、奈良年金事務所)	

国年担当者から 奈良県奈良市 市民生活部 国保年金課 国民年金係室

市民目線で 相談に対応



前列右から、喜多係長、畠中さん、岩佐補佐、後列右から、山口さん、吉川主幹、辻井課長、高村さん

日本年金機構に変わったことで、市全体としては機構を民間とみなしてしまつ傾向がある一方で、市から機構に対して要望をあげるときは、機構も委託を受けている立場だと返答されてしまつこともよくあるという。

国(厚生労働省)・機構・市町村との間のこのいびつな構造は、目に見えないような弊害をもたらしているようである。

今後の改善策として、国民年金係では、二つのことを希望している。一つは、年金事務所と市役所との間に市町村照会専用電話を復活すること、もう一つは年金事務所によるメールの問い合わせ対応である。年金事務所がメールを受け付けられないので、市に相談のメールが届く。市としては、対応可能なものは返答するようにしているという。

平成二四年の全国都市国民年金協議会は今年で五〇回目を迎える。この記念すべき五〇回目は奈良市で開催される。国民年金係では、目下その準備に追われている。総会のための意見を集約中である。全国都市国民年金協議会は、市町村の声を反映できる最も貴重な機会である。

国年担当者から

奈良市役所の国民年金係室には相談窓口が二つしかない。そのため、順番待ちをしている来訪者には、窓口対応以外の職員がみずから待合席に出向き、直接相談内容を聞くようにしているという。

奈良市役所の国民年金係室には相談窓口が二つしかない。そのため、順番待ちをしている来訪者には、窓口対応以外の職員がみずから待合席に出向き、直接相談内容を聞くようにしているという。



年金事務所

少しずつだがいい方向へ変化の兆し 意識改革の困難さと重要性を感じる

これは恐らくどの組織においても課題となることなのだろうと思った。今回訪問した小松年金事務所の左古辰哉所長が語った「職員間の温度差」の問題である。意識改革と言っても職員レベル、スタートラインは同じではない。小松年金事務所の職員は新任の所長以下この難題に取組み始めた。

小松年金事務所（石川県）

小松年金事務所の左古所長は石川県保険課採用。会計、庶務畑の仕事が長く、石川社会保険事務局で会計担当の総務課長補佐のときに広域異動で愛知社会保険事務局へ。日本年金機構発足と同時に名古屋北年金事務所長に就任し、小松年金事務所長はこの四月から。四年半ぶりの石川勤務である。

就任してから半月余りのインタビューとなったがメモを見ることもなくすらすらと答えるさまは、さすが練達の社会保険マンを感じさせる。日本年金機構という新しい組織、左古所長にとっては四月からの新しい職場、小松年金事務所であるべきことは、という問に対する答えは次のようなものだった。

職員自身に事業への当事者意識を持たせる

「職員ひとりひとりにこの事



左古辰哉所長

業に対する当事者意識を持たせることですね。『社会保険庁』から『年金機構』になってどこがどう変わったか、お客様の見た目で見分けるように、お客様と接する職員自身が機構の基本理念を意識して、具体的な行動によって業務に当るように継続して意識付けをしてきました。」

この「継続して意識付け」というのが曲者。変えていかなければならないし変わらなければならぬのは、職員も頭のなかでは十分理解している。毎週の朝礼で抽象的に「変わらなければ」と繰り返しても、さすがに職員も「耳にタコ状態」。左古所長が心がけてきたのは、例えば「お約束十カ条」にしても、たんに十カ条を唱えるのではなく実際の事象に合わせて解説し、具体的な理解が進むように工夫したという。

こうした努力の積み重ねによって「少しずつではあるがいい方向への変化が見られます。職員間の温度差は依然としてありますが、僅かでも埋められつつあるかなと思います」と左古所長。「意識改革の難しさ」と重要性をますます感じるようになっていきました。

組織の力と個人の力を同時に引き上げよう

しかし組織の長としてやらなければならぬのは何と云っても基幹業務成績を向上させること。「結果を残すために、事務所としての組織力を整えながら対応していかなければいけない」と思っています。規模の小さな事務所なので各課室の垣根を越えて組織が一体となって取り組めるよう職員ひとりひとりのスキルを上げるための研修が重要になってきます」と左古所長は、組織の力と個人の力を同時に上げていく大切さを語る。

自己感じ自ら変わるのと しつこくある事務所の職員

左古所長は「職員も自ら感じて自ら変えようとしつつあると思います。全員を同じ水準で引上げようとしても無理がありませんから、そこは実情に合わせてからやっていきますが、私自身は職員の半歩前を歩んでいくような感じでやりたいと思っています。」

さらに「正職員、准職員だけでは仕事はやっていけません。特定職員やアシスタントも含めて、窓口に出ている職員に孤立感を持たせないように、バックオフィス体制もしっかりしてや

事務所の副所長・課長・室長の紹介

照会に来られる方を 機構の味方に

渡部政仁副所長は、信託銀行に入行、銀行勤務の半分以上は香港、台湾、シンガポールといったアジアの都市で資産家（華僑）を対象にした投資業務に携わった。年金機構の管理職募集に応募したのは「銀行にいてもあと二〜三年で関連する企業に出向することになるので、六〇歳までは第一線で働きたいと思



お礼の電話もくるようになってきました。人の好き嫌いは当然です。『それが合わない』木材を組み合わせて一軒の家をつくるのが棟梁の仕事。棟梁のようにならなければいけません。」

最後に左古所長はこれからの抱負を「お客様から信頼をいただけるような取り組みをやっていく一方、職員自身が働く喜びを見つけられるような年金事務所にしていきたい」と語り、さらに「基幹業務でも実績を上げ、あの事務所です仕事をしたい」と思ってもらえるような年金事務所にしていきたいと姿勢はあくまでも前向きだ。

また今までは年金委員関係の仕事に携わっていなかったが、地域年金展開事業では「年金事務所の役割が期待されています。息の長い事業として取り組みたい」と語り、「年金委員のいる事業所での年金相談や年金ネットの普及なども考えています」と構想を語ってくれた。

沼田豊厚生年金適用調査課長は、今年四月に愛知県の中村年金事務所から現職に異動。適用と庶務という「全く異なる業務を同時に遂行していかねばならず、一方がおろそかにならぬよう細心の注意を払っています」と語る。

抱負については「お客様に社会保険制度にご理解をいただき、『日本に生まれて（住んで）良かった』と感じていただければ、良い職場、組織にしていければ。特に今は『小松年金事務所に相談に来て良かった』というお客様が増えていくことを期待しています」という。

瀧本浩厚生年金徴収課長の出身は愛知県。平成三年一〇月の異動で小松年金事務所へ。徴収課は課長を含めて三名体制。「人数は少ないですが、常にホウレンソウ（報告・連絡・相談）、コミュニケーションをとりながら仕事を進めています」という。厳しい経済情勢だが「事業実施のためには保険料収入を確保することが重要です。繰り返しの納付指導をしたにもかかわらず、応じない事業所には滞納処分も含めて保険料の確保に努めます」と厳しい表情を見せた。

市町村とは研修などを通じて良好な関係築く

早川寛国民年金課長は平成二

二年一月の異動で岐阜県の岐阜北事務所の年金相談室長兼年金給付課長から現職に就任。「国民年金保険料の収納率は二月末で六六・七二％、前年よりマイナスイ〇・二八％ですが三月には追いつけると思っています」という。国民年金は市町村との関係が重要だが「去年から市町村の年金担当職員の研修を実施して二、三年度は五回実施しました」と良好な関係を築いている。

納付率の向上には長期的な視野に立つのも必要で、早川課長はそのひとつとして年金教育をあげる。「小中学生のころから年金の大切さを心に芽生えさせなければ」と語る。地元の国立先端科学技術大学院大学では学生課が協力的なこともあって留学生に英文の記入例と説明書を同封して郵送したところ効果があったという。

多智栄進お客様相談室長は小松社会保険事務所から引き続きの採用。「お客様の数は一日七〇人を超える程度です。平均の相談待ち時間は三〇分を超えることはいらないと思っています。職員二名が出産・育児休業中で準職員一名、特定三名で窓口対応を行い、ほかに社会保険労務士三名に交替で年金相談をやってもらっています。月一、二回は事例検討会を中部ブロックの資料を利用してやりますし、今後は障害年金の事例研修にも取り組みたい」とスキルアップへ注力したい考えを語ってくれた。

地方分権一〇年と国民年金事務

国民年金事務が国の直接執行事務となつてからちょうど一〇年。国民年金の事務改善の結果、被保険者および受給者に対するサービスは低下し、国民年金の未納未加入者は減ることなく、収納率は現年度分で六〇%を下回るほど低迷を続けている。

国民年金事務の現状と問題点を明らかにし、今後のあるべき姿と方向性について考えていくための第一歩として、地方分権による国民年金事務改善の中身をふり返る。

「地方分権一括法」(「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」平成十一年法律第八六号)は、平成十一年七月八日に国会で可決・成立し、七月一六日に公布された。この法律は、国および地方公共団体が分担すべき役割を明確化し、地方公共団体の自主性と自立性を高め、個性豊かな活力ある地域社会の実現を図ることを目的として制定されたものである。具体的には、従来の機関委任事務制度の廃止や、これに伴う地方公共団体の事務区分の再編成、国の関与等の縮減、権限委譲の推進等を実施し、地方分権をより一層推進しようとすることを目的としたものである。

機関委任事務制度の廃止と事務区分の再構成

「地方分権一括法」によつて、それまで行われてきた機関委任事務は廃止されることとなった。これに伴つて、機関委任事務に係る基本的な制度を定めている地方自治法の規定は全面的に改められ、関連規定の整備が行われた。

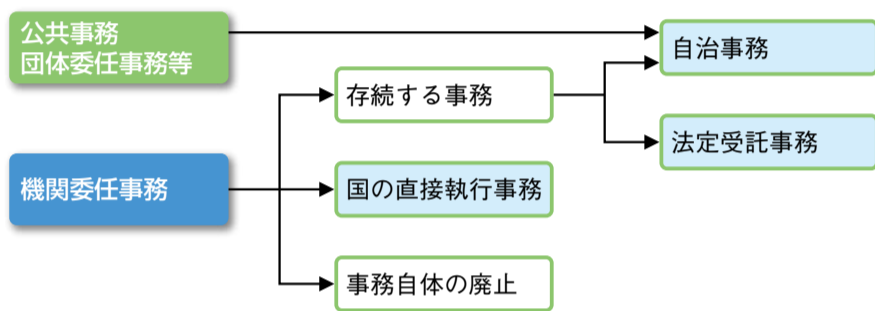
また、個々の機関委任事務を定めている各省庁所管の個別法も改正され、地方公共団体が処理するものについては、その事務内容を自治事務と法定受託事務とに区分された。(図一)

国と地方公共団体とが分担すべき役割の明確化

「地方分権一括法」では、国と地方公共団体とが分担すべき役割を明確にしている。同法ではまず、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされている。

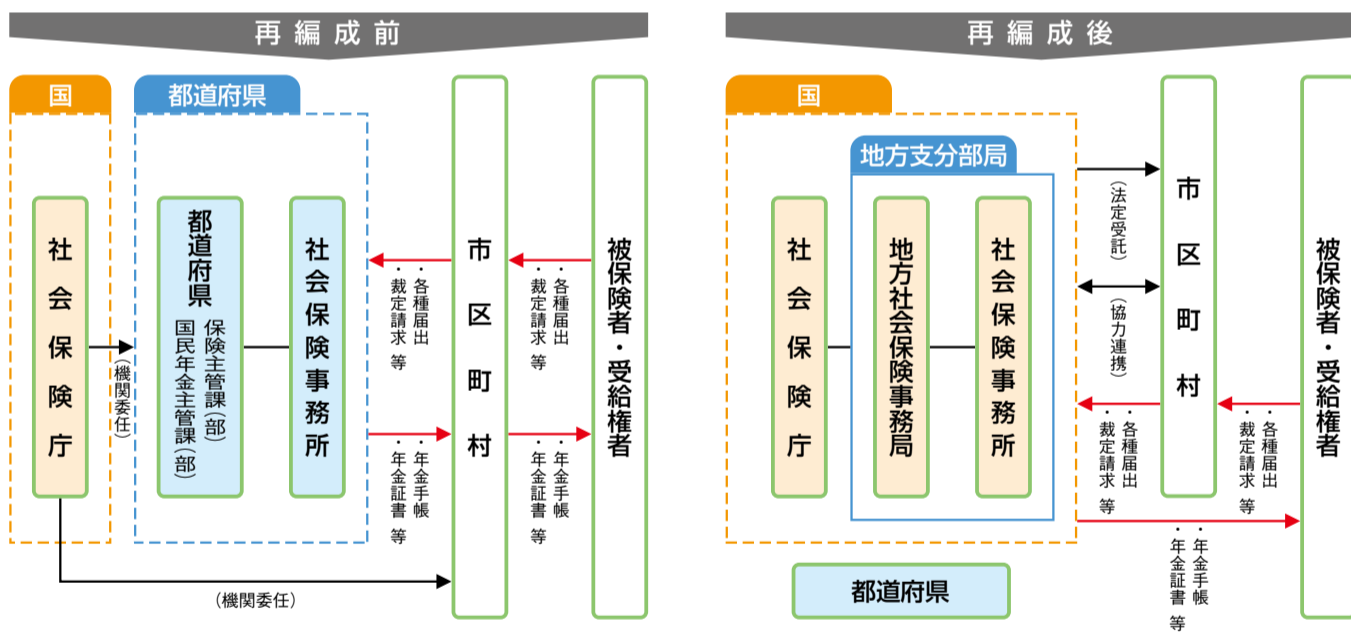
一方、国については、全国的に統一して定めることが望ましい

図1 地方公共団体の事務の新たな考え方



分権推進計画」の基本的考え方を踏まえた内容となっている。「地方分権一括法」が実施されるまでは、国民年金事務の多くは、市区町村に対する機関委任事務の形で行われてきた。これらのうち、住民に密着している届出書の受理等の事務は、法定受託事務として引き続き市区町村において行われることとなった。

図2 都道府県組織の再編成



地方分権一括法によって、平成12年4月から、都道府県の国民年金主管課(部)・保険主管課(部)と社会保険事務所は、社会保険庁の地方支分部局として再編され、都道府県単位の地方社会保険事務局および社会保険事務所として再編成されることとなった。

また、市区町村の事務量の負担をできるだけ軽減し、事務の簡素効率化を図るために、年金手帳の交付や年金証書の交付などの事務は、市区町村の事務としては廃止され、国の直接執行事務とされた。

こうして、地方分権に伴う国民年金の事務改善は、大きく分けて、市区町村への法定受託事務として整理されたものと、市

区町村事務の負担軽減・簡素効率化等のためとして整理されたものがある。

一方、未適用者に対する適用促進事務については、市区町村の法定受託事務とはされず、引き続き国と市区町村との協力連携のもとで事務を進めていくこととされた。(図二)

なお、国民年金事務の改善は、地方分権一括法全体の施行日である平成一二年四月一日から実施されたものと、システム開発等に所要の準備期間を必要とするために平成一四年四月一日から実施されたものとに分けられた。

ある平成一二年四月一日から実施されたものと、システム開発等に所要の準備期間を必要とするために平成一四年四月一日から実施されたものとに分けられた。

1 市区町村への法定受託事務とされたもの

適用関係事務

【平成一二年四月実施分】

- ①資格取得届の受理等に関する事務
- ②適用促進事務(市区町村との十分な協力連携の下で)

【平成一四年四月実施分】

- ③第三号被保険者に関する各種届出(種別変更届、氏名変更届および住所変更届)は、事業主または共済組合等を経由

保険料関係事務

【平成一二年四月実施分】

- ①印紙検認事務(平成一四年三月まで)
- ②納付案内書の送付および未納者に対する納付督促等の事務
- ③保険料免除の申請書等の受理に関する事務

【平成一二年四月実施分】

- ①裁定請求書(年金請求書)等の受理、事実の審査に関する事務
- ②年金の手続等に関する相談

2 市区町村事務の負担軽減・簡素効率化等のための改善内容

適用関係事務

【平成一二年四月実施分】

- ①年金手帳等は、社会保険事務所(現年金事務所、以下同じ)から直接被保険者へ交付
- ②各種届書の処理結果一覧表は、社会保険事務所から市区町

村に通知

- ③第三号被保険者に係る種別変更届等の処理結果(国民年金第三号被保険者資格該当通知書)は、社会保険事務所から直接被保険者に送付
- ④第三号被保険者に係る種別変更届等の処理結果は、処理結果一覧表を社会保険事務所から市区町村に通知

保険料関係事務

【平成一二年四月実施分】

- ①保険料免除承認通知書等は、社会保険事務所から直接被保険者へ交付
- ②保険料免除申請書等の処理結果一覧表は、社会保険事務所から市区町村に通知

【平成一四年四月実施分】

- ①保険料の印紙検認事務を廃止(国が直接保険料を徴収)
- ②国は国庫金歳入代理店である金融機関および郵便局を通じて保険料を徴収
- ③銀行の口座振替および郵便局の自動振込による保険料納付も可能
- ④国民年金基金(国民年金基金の加入員に限る)、信用組合、農協など国庫金歳入代理店以外の金融機関でも納付可能
- ⑤平成一七年三月三十一日までの間に限り、一部市区町村に限り保険料の収納が可能

【平成一二年四月実施分】

- ①年金証書等は、地方社会保険事務局または社会保険事務所から直接受給権者へ交付
- ②裁定請求書等を処理した結果の裁定者一覧表を地方社会保険事務局または社会保険事務所から市区町村に通知

編集部寄せられた『年金に思う』

年金広報編集部には、読者のみなさまからメールを通してさまざまな「声」が寄せられています。今号では、寄せられたご意見の一部をご紹介します。

編集部では今後もみなさまのご意見を募集しております。『年金に思う』への投稿は400字以内でkoho08@nenkin.or.jpまで、お寄せください。

年金委員の活動に明るさが

神奈川県、千葉県、埼玉県の地域型年金委員会が「日本年金機構に要望書」という記事を拜見しました。日本年金機構は、年金制度への理解を深め、制度加入や保険料納付に結びつけるため、地域に根ざした事業として新たに「地域における年金運営の展開に関する事業」を実施することになっていました。この新しい事業における年金委員の活動も大いに期待されるようですが、年金委員として委嘱された皆さんにとっては嬉しくもあり待望されていたのではないのでしょうか。私も年

金委員になりたいと思います。また、年金事務所では、大学のゼミでの説明、高等学校での説明などを実施する取り組みがありました。年金制度を若い人に教育することは大切なことです。年金制度の正しい知識を持つ大人が少ないことが、年金制度の不信・不安の大きな原因だと思っています。

年金事務所において年金委員や関係者の皆さんと協力して、地域に根ざした事業や年金教育を積極的に実施されることを期待しています。(公務員OB)

年金機能強化法案について

四月号で年金機能強化法案のことが取り上げられています。四月から一〇年に引き下げることとそれほど意味があるのでしようか。受給資格期間の短縮は、無年金となっている人に対して、納付した保険料に応じた年金を受給できるようにし、また、将来の無年金者の発生を抑制していくという観点から、導入されるものようです。

しかし、受給資格期間を短縮して、果たして公的年金としての機能を発揮できるものなのか、疑問です。公的年金

制度は、長い保険期間を満たしたうえで初めて給付を受けられる資格が得られるものです。一〇年という短い期間では、受け取る年金額も中途半端なものとなり、老後生活の基礎的部分をまかなうという本来の趣旨からかけ離れたものにならないのでしょうか。

また、低所得者加算についていえば、低年金・無年金者問題に対応するため、低所得である高齢基礎年金受給者に、福祉的な加算を行うことを目的としているとのことですが、しかしながら、低所得者加算のしくみを導入すれば、必ず保険料納付の意欲が低下することは必須です。もっとも、この加算額は月額にして

六千円のことですから、所得保障の意味をなすかどうか大いに疑問です。それ以上に問題となるのは、このような仕組みを設けることにより、保険料を納付しようとする意欲を減退させることは必ず

須だと思えます。年金の機能強化といいますが、実際には低年金者・無年金者を救済するだけで、本当の意味の年金の機能強化になっているのか大いに疑問です。(会社員・五〇代)

年金のイメージ戦略を

四月から仕事の関係でこの『年金広報』を読み始めました。以前は年金に関して全く興味も知識もなく、ただ漠然と国への上納金のようなものだと自分を納得させ、毎月の納付額を眺めるばかりでした。私自身の意識の低さでもありますが、若い世代では年金に対して身近なイメージを持つてず、同じような感想を持つ人が多いと思います。同年代の友人との会話にも、年金の話題は一切あがりません。年金に対してはマスコミのネガ

ティブキャンペーンや社会保障教育の機会が少ないことから、マイナスのイメージだけが根付いてしまったのではないかと思います。制度が複雑なこともその要因ではないでしょうか。今の私たちの暮らしがあるのも、親や祖父母の世代が年金制度に支えられて生活してこられたおかげだとも言えます。それを将来存続させるためにも、年金のプラスのイメージ作りを働きかけてほしいと思います。(会社員・二〇代)

最近の政局に思う

四月二三日に、消費税の引き上げを盛り込んだ税制抜本改革二法案とともに年金機能強化法案が国会に提出されたようだ。

みなさんは果たしてそうした危機感があるのか、はなはだ疑わしい。国政の場で何事かを成し遂げるために議員となったはずなのに、議員となったことに満足してしまっているセンセイ方が多いのではないかと。まあ、選んだのは私たちだから、文句の言いようがないということもあるのだが。それにしても新聞を読んでもテレビを見ても腹の立つことは

私には思っただが、国会議員の

かりだ。(会社役員・六〇代)

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

老後まで
トク!

●掛金は全額所得控除で税金もお得。

●掛金は自由に設定。

※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

老後から
ラク!

●基本は終身年金。だから、一生お受け取り。

●万が一の時にはご家族に一時金も。

※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。(B型を除きます。)

自営業者の方にもサラリーマンなみの老後保障を。

ご相談・お問い合わせ・資料請求は
フリーダイヤル 0120-65-4192
※地域によっては携帯電話からはつながりません。

国民年金基金

ご職業ごとに加入できる職能型もあります。くわしくはホームページをご覧ください。

www.npfa.or.jp 国民年金基金 検索



国民年金よくある質問

Q.国民年金の保険料の納付方法にはどのようなものがありますか。教えてください。

国民年金の保険料は、日本年金機構から被保険者に直接送られてくる納付書によって納めます。国民年金の保険料は、全国の金融機関や郵便局などで納めることができます。このほか、口座振替による方法や国民年金基金やコンビニエンスストアでも納付できるほか、電子納付といわれる方法も利用できることになっています。

●金融機関やコンビニエンスストアでの納付
日本年金機構から送付される納付書を使って、金融機関・郵便局やコンビニの窓口で直接納付する方法です。納付書が届かないときは、最寄りの年金事務所まで問い合わせてください。

●口座振替
口座振替による納付は、手間がかからず、納め忘れを防ぐことができます。口座振替の手続きは、最寄りの年金事務所または金融機関の窓口で受け付けています。

口座振替の申込用紙は、日本年金機構のホームページからダウンロードすることができます。

●クレジットカード納付
クレジットカードによって定期的に納付する方法もあります。クレジットカード納付の申込みは、郵送または年金事務所まで受け付けています。詳しくは、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

クレジットカード納付の申込用紙は、年金事務所にて備えてあるものを利用するか、日本年金機構のホームページからダウンロードすることもできます。

●電子納付

電子納付には以下の方法があります。

- ①インターネットを利用して払込手続きを行うインターネットバンキングによる納付方法。
- ②携帯電話を利用して払込手続きを行うモバイルバンキングによる納付方法。
- ③電話の音声案内等を利用して払込手続きを行うテレフォンバンキングによる納付方法。
- ④金融機関に設置されているATMを利用して払込手続きを行うATMを利用した納付方法。

これらの電子納付のうち①～③を利用する場合は、あらかじめ、希望する金融機関と契約を結ぶ必要があります。

また、希望する金融機関で電子納付の利用が可能か否かについては、直接金融機関にお問い合わせください。

*「国民年金よくある質問」は当協会ホームページに掲載されています。(http://www.nenkin.or.jp/member/faq_box/)。会員のみならず、誰でもこのホームページでは、内容を更新して、順次掲載していきます。

厚生年金よくある質問

Q.厚生年金の年金額を計算する際の平均標準報酬月額・平均標準報酬額とはどのようなものですか。

厚生年金保険の報酬比例の年金額は、受給権者の過去の標準報酬を平均して算出した平均標準報酬月額（平成一五年四月からの総報酬制導入後は平均標準報酬額）を基礎にして計算されます。

平均標準報酬月額は、昭和三二年一〇月以後総報酬制が導入されるまで（平成一五年三月まで）の標準報酬月額だけを対象とし、これを現在の水準に再評価して算出します。

一方、平均標準報酬額は、総報酬制導入以後の平成一五年四月以後の標準報酬月額と標準賞与額の総額を対象とし、これを現在の水準に再評価して算出します。

平均標準報酬月額
平均標準報酬月額は、具体的には、昭和三二年一〇月以後平成一五年三月までの被保険者期間中の毎月の標準報酬月額について、定められた期間ごとに一定の再評価率をかけて算出します。この場合、標準報酬月額が

一〇,〇〇〇円未満であるときには一〇,〇〇〇円として計算します。

なお、昭和六〇年九月までの船員保険の被保険者であった期間の再評価率については、別に定められています。また、年金計算の基礎となる昭和六一年三月までの旧船員保険の標準報酬月額が二、〇〇〇円未満のときは、二、〇〇〇円として計算します。

【昭和三二年九月以前の加入期間がある場合】
昭和四四年一〇月一以後に受給権が発生した給付については平均標準報酬月額を算出する場合に、過去の低い標準報酬月額を切り捨てるため、昭和三二年九月以前の標準報酬月額は、次のように扱うことになっています。

平均標準報酬額

平成一五年四月からの総報酬制の導入により、年金額の計算も、平成一五年四月以後の被保険者期間については、平均標準報酬月額ではなく平均標準報酬額によって計算することになります。

平均標準報酬額は、厚生年金保険の被保険者の保険料負担の公平性を確保するという目的で、従来からの標準報酬月額と並んで賞与等についても保険料の賦課対象とし、これらを給付にも反映させることを目的として導入された制度です。

この平均標準報酬額は、平成一五年四月以後の被保険者期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、平成一五年四月以後の被保険者期間の月数で除して得た額のことをいいます。その場合、標準報酬月額および標準賞与額は、それぞれ平均標準報酬月額を算出する場合と同様に、被保険者期間の区分に応じて再評価することになります。

いつ起きるかわからない、いつ起きてもおかしくない。

“その時”に備えて—— 地域住民のための防災対策パンフレット&リーフレット



地震に備える ●平成23年5月発行

地震が起きる前に日頃からこころえておくべき準備から、地震が起きた時に安全に避難するための方法や応急手当・救命手当、住まいの防災まで、地震に備えるポイントを網羅しています。

A4判/24頁カラー 定価：189円（本体180円+税）
監修：鈴木 俊男（昭和女子大学講師・一級建築士）
高橋 洋（NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

テーマごとにコンパクトにまとめたリーフレット



災害のとき！
あなたの助けが必要な人がいます。
災害時要援護者を守るために、日頃の地域交流のあり方や災害時に要援護者を支援するポイントを解説。



グラツときたとき！
あなたの家の家具は倒れませんか？
大地震の時の家具類の転倒・落下を防止するための、自分でできる対策や安心度を高める工夫などを解説。



イザというとき！
覚えておきたい応急手当と救命手当
けがや心肺停止などの急病に対して、病院で治療を受ける前に施しておきたい応急手当・救命手当を図解。

A4判/4頁カラー
定価：42円（本体40円+税）
監修：高橋 洋（NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

*名称刷込み(スミ1色)をご希望の場合は、21,000円(税込)で申し受けます。
ご注文・お問い合わせは—— **年友企画(株)**
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-5-3 児谷ビル
TEL (03)3256-1711 FAX (03)3256-8928
<http://www.nen-yu.co.jp>



電子版「ねんきん定期便」

日本年金機構では、すべての年金加入者(約六、六〇〇万人)を対象に、毎年誕生日に「ねんきん定期便」を郵送しています。この「ねんきん定期便」が、日本年金機構のインターネットサービスである「ねんきんネット」によって確認できるようになりました。

電子版「ねんきん定期便」のメリット

年金記録は毎月更新されています。しかし、郵送による「ねんきん定期便」では、年一回のみの通知であるため、この毎月更新されている年金記録を確認することができません。電子版「ねんきん定期便」では、最新の年金記録を二四時間いつでも確認することができます。

また、郵送による「ねんきん定期便」では、三五歳、四五歳、五八歳の節目の年齢のときに送付されるもの以外は、直近二年分の年金記録しか記載されていません。電子版「ねんきん定期便」では、すべての期間の年金記録が確認できます。

さらに、確認した内容を残しておきたい方は、いつでもダウンロードして手元に保存しておくことができます。

電子版「ねんきん定期便」が開始されました

電子版「ねんきん定期便」を利用するには

電子版「ねんきん定期便」を利用するためには、日本年金機構のホームページで「ねんきんネット」の利用登録をして専用のユーザIDを入手する必要があります。ユーザIDの入手方法は次のとおりです。

①はじめて利用申込みをする場合(アクセスキーを持っていない場合)
登録後、約五日程度でユーザIDが手元に郵送されます。

②年金個人情報提供サービス(平成三年一月まで)を利用していたことがある場合
「年金個人情報提供サービス」は、平成三年三月からは「ねん

きんネット」に統合されています。「ねんきんネット」のログイン画面に「年金個人情報提供サービス」で使用していたユーザIDとお客様設定パスワードを入力すると、「ねんきんネット」用の新たなユーザIDが即座に発行されるので、すぐに利用開始できます。お客様設定パスワードはそのまま使用できます。

③はじめて利用申込みをする場合(アクセスキーを持っている場合)
アクセスキーを使って申し込みとユーザIDをすぐに取得できますので、「ねんきんネット」をより早く利用開始できます。アクセスキーは平成三年四月

以降に送付された「ねんきん定期便」に記載されています。

誕生月にお知らせが届きます
電子版「ねんきん定期便」を利用すると、誕生月に「ねんきん定期便」や「振込通知書」などのお知らせが、利用登録しているメールアドレスあてに配信されます。

電子版「ねんきん定期便」の確認
電子版「ねんきん定期便」には、五〇歳以上の入用、五〇歳未満の入用、そして年金受給者であり現役被保険者の入用の三種類があります。

電子版「ねんきん定期便」に
書面による「ねんきん定期便」の郵送に代えて、電子版の「ねんきん定期便」を利用することで、郵送費などのコスト削減や資源の節約につながります。書面による「ねんきん定期便」の郵送を

視点 観

コラム

びっくりさせるようなタイトルで申し訳ないが、我々の生きている宇宙の行く末についての話。

宇宙の成り立ちについての今までの常識は大体こんな感じだろう。

宇宙はビッグバンと呼ばれる大爆発から生まれ、以来百数十億年にわたりずっと膨張している。しかし、物質間の重力によってその速度は徐々に遅くなっている。

ところが、この二十世紀の常識が、今世紀に入って完全に打ち破られてしまった。宇

この世の終わり

宙の膨張速度は減速するどころか加速していたのだ。

これを観測で発見した科学者が昨年のノーベル物理学賞を受賞しているのも、もしかしたら新聞やテレビで目にした方もおられるかも知れない。

なぜノーベル賞に値する大発見なのか。先述したように宇宙の始まりのビッグバンの力により大膨張を始めた宇宙もそこに存在する星やチリといった物質がお互いの引力で引っ張り合うため、宇宙の膨張にブレーキがかかるはずと

いうのが科学の当然の常識であり、更にいざれ膨張はピークに達し宇宙は縮小に転ずるといいう学説もあったくらいだ。

それを完全に否定した観測

ことだ。

いずれもスターウォーズにでも出てきそうなおどろおどろしい名前の暗黒物質と暗黒エネルギー、このうち暗黒エネルギーというのが宇宙の膨張を加速させている主役らしい、というかそう仮定しないと宇宙の膨張を説明できないということのようだ。

果てしない膨張の果てには何が待っているのか。膨張が限界まで進みすべてがバラバラになってしまうかも知れない。

とはいっても、はるか未来の話。そんなことは日々の暮らしには何の関係もないと言われてしまえばお終いだ。スケールの大きな物語に浸る少しの時間があったとしても悪くはないと思うが、いかがだろうか。

日本国民年金協会の図書

国民年金実務担当者ハンドブック



資格取得届出書、免除申請書、裁定請求書などに係る市区町村の実務について解説。市区町村の国民年金担当者必携のハンドブックです。A5判 112ページ 定価：525円(消費税込・送料別途)

22年3月刊行

年金委員ハンドブック



活動事例、活動の留意点をはじめ、データを豊富に掲載し、主に地域型の年金委員の皆さまの活動に必要な情報を一冊の本にまとめました。A5判 128ページ 定価：525円(消費税込・送料別途)

22年11月刊行

ご注文はファクシミリで ※書店では取り扱っておりません。

FAX. 03-3265-2894

社団法人 日本国民年金協会

加入記録の記載もれや記載内容の誤りがないかをよく確認します。記載もれや記載内容の誤りがあった場合には、「年金加入記録回答票」を印刷し、必要事項を記入して回答します。

記載もれや記載内容の誤りがない場合には、「回答票」で回答する必要はありません。

「ねんきん定期便」の郵送希望登録

今後也希望するか否か、ログイン後の画面で希望を登録することができます。

なお、書面による「ねんきん定期便」の郵送を希望しても、後で変更することもできます。

また、郵送を「希望しない」と登録した場合でも、三五歳、四五歳、五八歳の節目の年齢には、書面による「ねんきん定期便」は郵送されます。

【案内】この記事は市区町村の広報誌(紙)にそのまま掲載していただけます。

なお、この記事は当協会のHPからテキストデータとしてダウンロードできますので、ご自由にお使いください。